

令和5年度松阪市一般会計補正予算（第13号）説明資料

款) 民生費

項) 社会福祉費

(単位：千円)

予算書 ページ	目	事業名	補正額	内 容
11	臨時給付費	物価高騰対応重点 支援給付金事業費	527,776	<p>物価高により厳しい状況にある生活者への支援として、これまで給付金の対象とならなかった住民税均等割のみ課税される世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。また、低所得者の子育て支援として、住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税される世帯内で扶養されている18歳以下の児童1人あたり5万円を支給する。</p> <p>住民税均等割のみ課税世帯 $3,500 \text{世帯} \times 100,000 \text{円} = 350,000,000 \text{円}$</p> <p>住民税均等割のみ課税世帯の18歳以下子ども $600 \text{人} \times 50,000 \text{円} = 30,000,000 \text{円}$</p> <p>非課税世帯の18歳以下子ども $2,400 \text{人} \times 50,000 \text{円} = 120,000,000 \text{円}$</p> <p>(事業費 0 → 527,776)</p>